○農林水産省告示第七百三十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第四号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二並びに原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十九日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正）

第一条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年十二月原子力規制委員会告示第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。 一　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん 二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	**第三条**　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんにおける原子炉の運転等のための施設とする。 （新設）
（原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部改正） **第二条**　原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件（平成二十九年七月原子力規制委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	（新設）

改正後	
原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。	
原子力事業所	都道府県
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	岐阜県
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	岐阜県

改正前	
原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第二条の二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる都道府県を指定する。	
原子力事業所	都道府県
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	岐阜県

附　則

この告示は、公布の日から施行する。